香取地区地域協議会設置要綱

(目 的)

第1条 県立高校改革推進プランを踏まえ、地域における今後の学校の在り方などについて意見を聴くため、地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

なお、協議会は、香取地区(香取市、神崎町、東庄町、多古町)における今後の学校の 在り方などについての意見聴取を目的とするものであることから、地方自治法第138 条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(構 成)

- 第2条 協議会は、委員15名程度で組織する。
- 2 委員は、原則として以下に掲げる者とする。
- (1) 学識経験者
- (2) 地域関係者
- (3) 私学関係者
- (4) 教育関係者
- (5) その他千葉県教育委員会教育長(以下、「教育長」という。) が必要と認めた者
- 3 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(運 営)

- 第3条 協議会に座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、協議会の進行を行う。
- 4 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、座長が指名した者が、その職務を代理する。
- 5 協議会は、必要に応じて教育長が招集する。

(庶 務)

第4条 協議会に係る庶務は、千葉県教育庁企画管理部教育政策課(以下、「教育政策課」という。)が行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育政策課が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年11月14日から施行する。